

令和3年度第2回稲敷・龍ヶ崎地方 3組合経営検討幹部会議会議録

と き 令和3年5月7日(金) 午後2時
と ころ 龍ヶ崎地方塵芥処理組合会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 新組合（3組合統合・複合化）の骨子（案）について
 - ア 特別会計の設置（案）について
 - イ 施設の運転業務の外部委託（案）について
 - ウ 新組合の正副管理者の報酬（案）について
 - エ 新組合の議員報酬（案）について
 - オ 新組合（事務局）の事務所（本部機能）について
 - カ 新組合の名称（仮称）について

(2)その他

3 閉 会

出席者

稲敷地方広域市町村圏事務組合

澁谷 明 宏 事務局長
斉田 典 祥 事務局次長兼管理課長
坂本 操 消防長
永井 貴 史 消防次長兼総務課長
根本 成 壽 管理課長補佐
坪井 智 彦 管理係長

龍ヶ崎地方塵芥処理組合

小杉 茂 事務局長
古手 憲 夫 事務局次長
松本 毅 参事兼施設課長
岩橋 勇 生 総務課長
岡野 恵 之 総務課長補佐

龍ヶ崎地方衛生組合

荒井 久仁夫 事務局長
杉山 晃 事務局次長
風見 光 三 参事兼総務課長
木村 哲 施設課長
浅野 大 樹 総務課主査

傍聴者

椎 名 貢 江戸崎地方衛生土木組合副参事

午後1時55分

○**風見 衛生総務課長** 本日はどうもお疲れ様です。

それでは、只今から、令和3年度第2回稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会議を開催いたします。

本日の会議から、稲敷地方広域市町村圏事務組合の斉田事務局次長が出席されております。ここで簡単に自己紹介をお願いします。

○**斉田 稲広事務局次長** 4月30日付けで龍ヶ崎市役所を退職しまして、5月1日付け稲敷広域の事務局のほうに再任用になりました斉田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**風見 衛生総務課長** ありがとうございます。

また、本日も前回と同様、江戸崎地方衛生土木組合より椎名副参事が傍聴ということで、お越しになっております。

協議に入る前に資料の確認をいたします。

まず、昨日メールにて送信した資料でございます。本日の会議次第が1枚、次に本日の出席者名簿、次にPDFのファイルでお送りしました前回の会議で作成することが決定いたしました骨子案をまとめた冊子です。こちらお持ちいただいていると思います。

こちらは本日の会議に間に合うよう各組合の担当者の方が作成してくれました。ありがとうございます。今後の骨子案の協議につきましては、この冊子を使って進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次にメール2通目でお送りしたものです。塵芥組合さんからの質問表、回答の入ったものです。こちらも印刷してお持ちになっているかと思います。

次に、本日配付しました資料です。骨子案の重複箇所について、資料の重複している部分をまとめたものが1枚配付されていると思います。

本日の資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、協議に入りたいと思いますが、ここからの進行は荒井局長にお願いしたいと思います。

○**荒井 衛生事務局長** それでは、今回から新組合の骨子案の内容のほうを協議のほう入っていきたいと思います。次第に沿って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

協議事項(1)、新組合の骨子案についてでございます。

骨子案につきましては、前回の幹部会議において現在策定している14項目について協議をしていくことが確認されたところです。

本日は、その中から6つの項目について協議をしていきたいと思います。

また、本日配付の資料、塵芥組合からの質問表の中で各項目について質問がありましたので、その回答についてもこの議題に沿って確認していただきながら協議を進めていきたいと思います。

まず、骨子案の5、冊子のほうは56ページになります。特別会計の設置（案）についてですが、協議の前に骨子案の概要と質問に対する回答について風見課長より説明いたします。

○風見 衛生総務課長 それではまず骨子案、特別会計の設置案の概要について説明いたします。3組合統合後の新組合が行う事務である消防、緊急通報センター、水防、ごみ処理、し尿処理に係る経費は、健全で効率的な財政運営に資するため、複数の特別会計により管理する。

また、統合後の新組合に「塵芥事務の広域化」、「斎場事務の複合化」が移管されることとなった場合は、当該事務についても特別会計により管理するという骨子案になっております。

続きまして、質問に対する回答についてです。まず質問の一番最初にですね全般に関するということと一つ質問がございますので、こちらのほうから説明したいと思います。

県内の一部事務組合の事例調査が行われ別紙の資料として取りまとめられていますが、資料によっては、組合数が「24」、「27」、「30」と異なります。組合数については、「30（3組合を含む。）」を基本として全体統一を図ることで、資料としての精度が高まると思いますというご質問です。

こちらの回答についてなんですけど、今回の骨子案の資料作成にあたりまして衛生組合のほうで調査表により調査を実施した組合数は24組合でございます。これはごみ処理、し尿処理、消防、水防という3組合に関連する事業を行っている組合を対象として行ったもので、水道企業団や下水道組合はその対象から外したためでございます。

したがって、組合数を「30（3組合を含む。）」と統一するには、今回対象外といたしました水道企業団や下水道組合への調査を実施する必要があるまして、前回のご質問にもありました時点修正と同様に時間的には厳しいところですが、その後の改定等の有無を含め年内を目途に調査をしていきたいと考えております。

次に項目についての質問に入ります。特別会計の設置（案）についてのご質問です。

まず、(1)といたしまして特別会計と事務事業の数の相違についてでございます。

特別会計の例示といたしまして、(仮称)「消防事業等特別会計」、「水防事業特別会計」、「ごみ処理事業特別会計」及び「し尿処理事業特別会計」の4つが記載されていますが、その前段に、「新組合の設立に伴い「特別会計を設置する」とした場合に対象となる事務事業は、3組合が実施している現行の消防、緊急通報センター、水防、ごみ処理及びし尿処理の各事務事業が考えられる」と5つの事務事業が記載されています。このため対象となる事務事業が5つであり、特別会計を設置するのは4つであるため整合が図られるような文言に修正する必要があると考えますというご質問です。

こちらの回答といたしましては、対象となる事業、先ほどの5つのうち消防と緊急通報センターに関しましては、現在、稲広組合さんの一般会計において消防費として計上され

ておりますので、特別会計の例示（仮称）「消防事業特別会計」は、消防と緊急通報センターを含む消防事業に係る特別会計になると思います。4の特別会計の設置に関するまとめでは、「（仮称）「消防事業等特別会計」としているところがございます。

次に(2)です。特別会計の設置に伴う衛生費及び議会費・総務費との振り分けについて(市町村からの分担金)というところがございます。

塵芥処理組合さんは、現在のところ一般会計のみですが、3組合の統合に伴い特別会計を設けることで、「衛生費」は特別会計、「議会費・総務費」は一般会計になるものと想定しています。これに伴い今後の会議での協議事項になると思われませんが、市町村からの分担金をどのようにして取り扱うのでしょうか。具体的な例として請求の方法ですね。3市町に分担金の請求書を3通発行しますが、特別会計を設けることで6通になるということでしょうかというご質問です。

回答といたしましては、分担金請求事務手続きにつきましては今後の協議で決定されるものと考えますが、煩雑にならないように、かつ、特別会計設置の目的に合致した方法で行われるようにすることが望ましいと思いますという回答といたしました。

以上です。

○荒井 衛生事務局長 ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご提案等ありましたら挙手をお願いをいたします。

いかがでしょうか。

○澁谷 稲広事務局長 よろしいですか。

これあの消防のほうなんですけど、消防費で稲広やっているの、あの消防事業等と含みの部分、緊通が入っているという理由は承知しました。

ここは、消防費だけではちょっと難しいですかね。消防費、特別会計って後ろに付くから消防事業と。

緊通入っているんで消防だけではないんですけど、「等」がちょっとどうですかね。

○荒井 衛生事務局長 もう一体なんですかね。

○澁谷 稲広事務局長 一体なんで、取っても消防事業特別会計で含みで。

緊急通報、福祉的なもので一人暮らしの老人宅の部分で福祉部局との調整をやっているんですね。消防費と別だてで一応予算はくんでいるんですけど、基本的に款は一緒にやっているの、消防事業特別会計で差し支えなければ「等」はどうでしょうかね。

我々逆に見られた側で「等」があったほうが良いってことであれば特に問題はないんですけど、無くて良いんだったら「等」は取っても良いよなど。

○荒井 衛生事務局長 不自然ではないと。

○澁谷 稲広事務局長 「等」があるとなんか事業やっているような印象があるのかなって感じがするので。

水防を入れるってことであれば消防事業等でも良いんですけど、水防は別会計にという

案なので。

○荒井 衛生事務局長 案ではそうなっていますが実際消防のほうは予算のほうは水防はやっぱり別だて。

○澁谷 稲広事務局長 別だてで、7のうち4つだけなんですよ。

もっと具体的に言うと緊通は6なんですよ。阿見は抜けているんですよ。ですから分担金の請求の時はちょっとややこしいんだよな。

○坪井 稲広管理係長 そうですね。

○澁谷 稲広事務局長 ちょっとややこしいんで、もしですけど消防、稲広関連であれば水防も入れた消防事業等にするか、消防事業特別会計、「等」は無くても良いか、これちょっと継続で、なんかの理由があって「等」が入ったと思うので。

○荒井 衛生事務局長 緊通が入っているので入れたということだけであって、実態がそういうことであれば消防事業特別会計。

ただ、これは条例設置になりますので消防事業特別会計っていうのは、こういう事業、こういう事業、こういう事業の会計になりますっていうような注釈が必ず条例の中に入るので、その辺は問題ないのかなと思います。ただ、この案としては説明書きのほうに、丁寧に書くのであればその辺も加えていったほうが良いのかなと思います。

対外的に見ていただいた時にすぐわかるように。

○澁谷 稲広事務局長 見られる側としては、それであれば別に差支えは無いんですけど、それはわかりました。

○荒井 衛生事務局長 この骨子案のほうには、その辺改めて説明書き入れたほうが良いですかね。

○岡野 塵芥総務課長補佐 先ほどの質問の回答に関することなんですけど、まず一点全般に関する事で、回答で最後に年内を目途に調査してまいりますって書いてくれているんですけど、あえて調べないという選択肢もあるかなと思ひまして、この内容に関係してくるのであれば調べたほうが精度は高まりますけど、空白になっちゃうから調べるみたいな意味ならばある意味名前だけ入れておいて斜線とか入れておいて全体の組合数を30にするっていうのも一つの手かなと思っています。調べるか調べないかっていうのも一度整理したほうが良いかなって思ったりしました。調べることによって事務が増えちゃったりとか、時間がおしちゃったりとかしても大変だと思いますので。

もう一点のほうは、5番の先ほどの事業数の数と特別会計の数、5つと4つで違うよというのがあったので、あくまで文章上のテクニックになるんですけど、消防カンマ緊急通報センターと書いてありますけど、消防・緊急通報センターみたくこれを大きな一括りに見えるような形にしてイコール特別会計みたいな形で事務事業の数と特別会計の数を合わせるっていうところも一つ表記の仕方としてはあるかなと思ったところです。

最後の3点目が、回答の2ページ、分担金の請求の事務手続きについてというところで

すけど、特別会計特別会計設置の目的に合致した方法で行われるようにすることが望ましいと思いますってということなんで、ちょっとまだ具体的な事務のイメージがつかないので、これはどういった意図の文章なのかなっていうのを教えていただければありがたいと思います。ようは塵芥でいえば3つになるのか、やっぱり6つになるのかどういった方向性なのかなっていうのがこの文章説明していただいてイメージつかなかったので。

○荒井 衛生事務局長 衛生組合のほうもざっくりばらんに言うと特別会計持ってないんですよ。

実際、会計事務を私は処理したことがないので、やはり同じ知識無い中でこの表現にしたんですけど、やっぱり請求は市町村ごとに一枚で、すべて一枚で請求持って行ってその内訳の中で一般会計分、特別会計分で明細書いていけば、それで一枚で事足りちゃうのかなと簡単に考えたところなんですけど、だから一般会計、特別会計っていうのは3つあれば3つ分記載してトータルいくら請求しますっていうふうなことでやっていけばわかるんじゃないか、誰か会計処理やった人いますか。

○坪井 稲広管理係長 稲広の例ですと、稲広はこちらでも水防の特別枠をつくっていただいているように、水防事業特別会計を持っています。

それはもちろん水防だけの請求でいってるんですけど、一般会計の中でも先ほど局長から申し上げたように事務内容によっては該当する市町村数が異なってくるものがありまして、各事業内容に合わせて負担金の中でも特別負担金というルールをつくって別枠で計算をして請求を出しているようなイメージなんですね。

そうするとその負担金ごとの内訳での請求をしているので、請求書の数は一般会計の中でも市町村によっては4通、5通ってというような請求を出している方法をとっています。

イメージ的には、まず通知で各市町村に全体の内訳をつくった大枠の金額の通知を出しまして、その中に何費がいくら、何費がいくらってというような内訳を入れてあるんですね。その内訳ごとの請求をつくっています。

先ほど福祉っていう言葉が出たんですけど、担当部署が変わるものがあるので、それを消防担当の部署、福祉担当の部署というように請求書の案件ごとに行き先があるので、そういう形をとって会計処理を進めております。これは稲広のやり方です。

○荒井 衛生事務局長 大体同じようなやり方になっていくんでしょうけど、とりあえず前段として全体のわかるような数字を通知して、実際請求するときには一般会計、特別会計、一つずつ、あとは細内訳みたいなのがあるということで、事務的には結構、部署も分かれるんでしょうね。

○坪井 稲広管理係長 その関係もあって。

○荒井 衛生事務局長 なんとなく全体像はわかりました。

時点修正にも絡んでくるんですけど、やはりこの資料、データに関しては1回ぐらいその後改定ありましたかっていうようなところでの照会はかけてもいいのかなと、変わった

ところは回答してくださいとかそういうのもあって良いのかなと、市町村との協議になった時にこの数字古いんじゃないのって言われる可能性もありますので、今年度はまだ1年しかたっていないけど、もし来年度以降に延びてしまった場合などはちょっと数字的に古くないかというような指摘をされる市町村も出てくるんじゃないかなと思います。

そういった意味でタイミング的にはちょっと難しいんですけど、年内ということでこのような回答をしたところです。

あと、消防と緊急通報の部分については、どこの部分ですかね。特別会計の設置に関するまとめのところの部分でもいいんですかね。この辺で、今、議論のあった内容の文言を加えて事業的には5つですけど消防と緊通は一つにして消防事業特別会計にしますというような表現を入れられればと思います。4の設置に関するまとめの(1)のところですね。

その前の検証のところでも消防と緊通は予算上は一体的に処理されていますということを入れても良いですね。そういった文言の追加で良いですかね。

○澁谷 稲広事務局長 はい、良いです。

○荒井 衛生事務局長 3番の新組合の設置に伴う特別会計設置の必要性の検証っていう部分のところで、最後のまとめに行く前段で、その辺の説明を入れて4番のまとめでもそのように表現をしていくということで修正をしていきたいと思います。

その修正にあたってこういう表現が良いんじゃないかというのがあればこちらのほうにご提案していただければと思います。

よろしいでしょうか。この項目については。

続きまして、施設の運転業務の外部委託（案）についてです。骨子案の概要と質問に対する回答について説明した後、ご意見等をいただきたいと思います。

○風見 衛生総務課長 冊子のほう88ページになります。

それではまず骨子案の概要です。施設の運転業務の外部委託（案）について、衛生組合の処理施設であります「龍の郷・クリーンセンター」の運転業務は現在直営で行っておりますが、新組合設立の意思決定が正式になされた後、1年から2年の準備期間を設けて外部委託に移行させるという骨子案となっております。

続きまして、この骨子案に対する質問とその回答です。

まず質問の(1)です。県内の一部事務組合の状況ということで、資料では「塵芥処理施設の運転業務等を外部に委託している県内の一部事務組合は・・・11組合となっている」と表記されています。しかしながら、この11組合のほかにごみ処理を行っている組合として、高萩・北茨城広域事務組合、鹿島地方事務組合の2組合があります。このため、上記の内容と重複しますが、龍ヶ崎地方塵芥処理組合も含めた全体像を示して、その割合も記載したほうが良いと思いますということで、例ということで記載いただいています。

14組合のうち、12組合が塵芥処理施設の運転業務などを外部に委託しているため、外部委託の割合は85.7%となっています。このうち、包括委託の割合は25%、部分

委託の割合は75%となっていますということで例を記載いただいております。

これに対して回答なんですけど、上記の例示の文言へ修正する方向で協議していただければと思います。同時に衛生組合のし尿処理の部分、こちらについても同様に修正が必要になると思います。その場合、10組合中5組合が委託をして50%が委託しており全てが部分委託ですというような内容になると思います。

次に(2)部分委託の定義についてでございます。

別紙1として、県内の一部事務組合の委託状況を記載していますが、ここで用いている「部分委託」とはどのような意図でしょうか。龍ヶ崎地方塵芥処理組合では、令和3年度から施設の運転運営に係る業務はすべて外部委託にしているため、「部分委託」の定義によっては馴染まないことが想定され、また「包括委託」とも異なるためですということでございます。

こちらの回答といたしましては、今回行った調査では施設の運転管理方法について、まず「直営」、施設の運転管理を職員が行っている場合、これを直営。

「部分委託」、施設の運転管理のみ、若しくは運転管理に加えてその他施設の維持に関する業務の一部を併せて委託している場合、これを部分委託。

最後に「包括委託」としまして施設の維持に関する業務全般を一括委託している場合を包括委託というこの3つのパターンを提示しまして選択していただく形で回答していただいております。

塵芥処理組合の場合は、運転管理に係る業務はすべて外部委託としていますが、維持管理業務全般については外部委託していないことから、今回の調査に照らし合わせますと「部分委託」となるのではないかと考えられます。

次に(3)です。文言等の修正についてでございます。

塵芥処理組合は、令和3年度の時点において、施設の運転業務をすべて外部委託しており、「2 クリーンセンター運転業務の外部委託に当たっての基本的な考え方(案)」、「3 クリーンセンター(し尿処理施設)運転業務の外部委託の方針案(まとめ)」には塵芥処理組合の記載がないため、これは外部委託することがないため、以下のとおり、資料の修正をお願いしますということで、修正前では「塵芥組合では、新設当初の平成11年度から「クリーンプラザ・龍」の「焼却施設」の運転業務(24時間体制)を、令和2年度から「プラットホーム」の業務をJFE環境サービス(株)に委託している。」とあったのを修正案としまして「塵芥組合では、新設当初の平成11年度から「クリーンプラザ・龍」の「ごみ処理施設」の運転管理業務(24時間体制)を、令和2年度から「プラットホーム」及び「最終処分場」の運転管理業務を、令和3年度には「計量業務」についても外部委託としていることから、施設の運転業務はすべて外部委託しています。」ということですので業務を外部委託しているというはっきりした表現にする修正案でございます。

米印で、この場合令和3年度について記載しているため、全体的に時点修正する必要があります。

ありますということでございます。

こちらの回答なんですけれども、上記の案の内容で修正する方向で協議していただきたいと思いますが、全体的な時点修正を行わない場合には「塵芥組合では、新設当初の平成11年度から「クリーンプラザ・龍」の「ごみ処理施設」の運転管理業務（24時間体制）を、令和2年度から「プラットホーム」及び「最終処分場」の運転管理業務を外部委託しているが、令和3年度からは「計量業務」についても外部委託することが決定しており、これにより令和3年度以降、施設の運転業務はすべて外部委託となる。」という修正もできると考えたものです。

次に(4)です。再任用職員について、資料では「現在、専ら運転業務に当たっている職員・・・」と記載されていますが、この職員が再任用職員となった場合も踏まえ外部委託の実施時期を適切に判断する必要があると思います。

次に(5)外部委託への移行事務について、資料では「運転業務の外部委託への移行事務は、新組合の設立までは衛生組合が行い、設立後も移行事務が継続している場合は、新組合の事務部門がこれを引き継ぐものとする。」と記載されていますが、この「事務部門」とはどこの部署でしょうか。仮に、「企画財政課」が引き継いだ場合「クリーンセンター」との連絡調整を密に行わないと、適切な時期に外部委託をすることができない場合があると思われそうですというご質問です。

こちらの回答といたしましては、クリーンセンターの外部委託の時期及び事務手続きにつきましては、今後の職員数の動向やコスト等を検討し、外部委託の実施時期やその方法について計画する必要があると考えます。また、外部委託への移行事務を行う新組合の事務部門につきましては、分掌事務を整理し決定していくこととなりますという回答とさせていただきます。

最後に(6)です。大項目と中項目の不一致についてでございます。大項目が「施設の運転業務の外部委託（案）について」であるのに対し「2 クリーンセンター運転業務の外部委託に当たっての基本的な考え方（案）」と「3 クリーンセンター（し尿処理施設）運転業務の外部委託の方針案（まとめ）」となっております論点（まとめ）がすり替わっています。全体的に大項目と中項目の相違が見受けられますとうことで4ページに別紙をつけていただきまして、各項目について記載がございます。

こちらの回答についてですが、大項目と中項目の不一致につきましては、冊子でまとめることとする場合に、見やすさ、分かりやすさの観点から、ご指摘いただいた3段構想、一番最後のページです。3段構想で整理できればと考えておりますということと回答とさせていただきます。

以上です。

○荒井 衛生事務局長 この運転業務の外部委託（案）に関しての色々なご質問、資料をつくっていただいて、ご質問あえてしていただいたのかなと思ってます。何か、ご意見等

ございましたらお願いします。

(1)から(6)まであります。質問が盛りだくさんとなっておりますけど、どの点に関してでも結構です。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

じゃあ(1)から順番にもう一回整理しますか。

県内の一部事務組合の状況の表記、それについては外部委託している県内の一部事務組合の数、その割合を表現していくのがご提案ですね。その方向で、修正する方向で協議をしていきたいとか文言修正をしていくということで考えてまいります。

先ほどと同様にこういう表現が良いんじゃないかというのがありましたらこちらのほうに、衛生組合でも考えますけどご連絡いただければと思います。

そして2番目、部分委託の定義です。これはまあ照会かけたときのその定義をそのまま、記入しやすいようにこちらで定義づけをして行ったということです。その数字が入っていますので、組合数が入っていますので、そういった注釈を例えば89ページのところに定義を、文言の定義じゃないですけどそういったものを入れれば良いですかね。例えば表の下に入れるとか。

どうでしょう岡野さん。

○岡野 塵芥総務課長補佐 はい、注釈が入れば良いのかなと思いつつも塵芥処理組合として部分委託ってところが、イメージがなじまないかなっていう、当初打合せしているときに言い回し、書かせてもらっているように委託できるのは全部委託しているっていうスタンスなので、あとは施設全部包括的なものにするかしないかの選択しかないので、今の状態で塵芥が部分委託っていう定義になじむかどうかってところがちょっと心配な点です。

あとは、補足しますと89ページに、左の表に11書いてもらっていて質問の中で2つ高萩・北茨城広域事務組合と鹿島地方事務組合、これ21ページの一覧表のほうを見まして、21ページの一覧表だとナンバー5が高萩・北茨城広域事務組合、ナンバー8が鹿島地方事務組合がやっぱり同じようにごみって入っていたので調査してもらったときはこちらの2つも入ってその回答はどちらも直営でやっているっていう回答だったってことでよろしいですかね。であれば例示で書いた表記の方がそういった内容だったら間違いないので確認させてもらったところです。

○荒井 衛生事務局長 その部分はじゃあ修正。

注釈でその直営、部分委託を、塵芥としては包括委託のほうが良いの。

○小杉 塵芥事務局長 包括はまた違うんですよ。

○荒井 衛生事務局長 違うんだ。

なんていう表現が良いのかな。

○小杉 塵芥事務局長 難しいですね。

この間なんですよ。

包括は全て維持管理も、薬剤とかも含めて包括なんですよ。

運転委託だけを全委託しているの。

難しいですね。

○荒井 衛生事務局長 この一步手前みたいな。

○小杉 塵芥事務局長 間なんですよ。

○荒井 衛生事務局長 じゃあ、あくまでこれは決めだから、見分ける上での決め事だから注釈付けて。

○小杉 塵芥事務局長 注釈を入れればいいと思うんですよ。

○荒井 衛生事務局長 その辺の注釈の表現もちょっと教えてください。それをこちらに載せて、骨子案のほうに。

○小杉 塵芥事務局長 そうしましょう。

○荒井 衛生事務局長 お願いします。

○澁谷 稲広事務局長 注釈入れてあるほうが市町村の方がわかりやすいですよ。

○荒井 衛生事務局長 わかりやすい。また同じような質問出る可能性もあるので。

そういうことで注釈をつけていくということにします。

あと再任用職員について、資料では「現在、専ら運転業務に当たっている職員・・・」と記載されていますが、この職員が再任用職員となった場合も踏まえ外部委託の実施時期を適切に判断する必要がある。まさしくそうなんですよ。

現在も再任用職員一人運転業務に関わっています。で5人体制になっていますので、残りの4人なんですけど一人は50歳ちょっと過ぎた施設長なんですけど、あとはまだ40代なんですよ。真ん中ちょっと過ぎたくらいなんで、60歳定年とした場合でも後10年以上あるんですよ。ですから外部委託の実施時期ということなんですけれども、骨子案のほうでは新組合の意思決定、やりますよという意思決定があってから1、2年のうちというように書いてあるんですけれども、かえってコストの面だけで考えるとやはり負担が多くなるんですよ。ランニングコスト多くなりますということで、最初、その部分についてはこういうふうな記載にしているんですけど考える余地はあるのかなと思っています。

明確なその時期っていうのは入れないでおいても良いのかなと、1、2年というような表現入れていますけれども、やっぱりその職員の年齢とかそういったものも考慮しながらその時期を判断していくというような文言も入れても良いのかなと思っています。

あと外部委託への移行事務っていうことで、新組合のどこの部分が引き継ぐのでしょうねっていうところですね。設立前は当然衛生組合で移行に向けた計画策定を行う必要があるのかなと思っています。先ほど申し上げた内容のほう考慮しながら外部委託への計画っていうものを作る必要があるのかなと思います。

あと新組合に移行した後も続いている場合という前提ですけど、総務と企画財政と2課

しかないものですから、あの組織で行くとすればやはり企画財政部門かなというふうに考えています。ただ、ここの部分についてはやっぱりもう少し内容、事務分掌等のやっぱり振り分けですね。分掌事務の振り分け、企財と総務とありますけれどもその辺整理した段階で落ち着くところに落ち着くということになるかと思えます。

あと大項目と中項目の不一致、これは冊子に最終的に仕上げていただくということになりましたので、やっぱり全体的な統一性を図ったほうが外部の人、市町村の職員、議員さんなんかも見やすさわかりやすさの観点から統一して行ければと思います。

このように修正して行ければと思っています。

何かあと他にご提案等ありますでしょうか。

無ければ次に進んでいいですか。

○岡野 塵芥総務課長補佐 確認です。

先ほどの外部委託のところについては移行期間（１～２年）という文言は残しっていうことになりますか。

○荒井 衛生事務局長 そこをやっぱり年数ちょっと入れないで考えていきたいと思えます。削りの方向で。

○岡野 塵芥総務課長補佐 わかりました。

あと資料の整合性なんですけれど８８ページのところで移行期間（１～２年）って書かれているのが削るってことなので、資料の１７ページで今日じゃない議題で恐縮なんですけれど、１７ページの一番下(10)のところで外部委託への移行事務は、新組合設立の意思決定がなされた後、衛生組合において早期に完了させると書いているのでその文言も同じく早期じゃなくて含みを持たせる文章にするってことでよろしいですかね。

○荒井 衛生事務局長 この辺は遅滞なくぐらいにしておくか。

○岡野 塵芥総務課長補佐 すぐじゃないような文章にして、早期ってあったので、整合性図る意味でこっちの１７ページの修正も出てくるかなってところですよ。

○荒井 衛生事務局長 完了っていうのをね。早期に完了をちょっと直せばいいのかな。

○岡野 塵芥総務課長補佐 そこですね。

○荒井 衛生事務局長 新組合設立の意思決定がなされた後、衛生組合において、簡単に例えば判断するものとし、事務的な文言は抜いて、衛生組合において判断するものとしだけでもいいのかなと思うんですけどね。

○岡野 塵芥総務課長補佐 １８ページで企画財政担当部署に所管させるとはっきり書いてありますね。

○荒井 衛生事務局長 それは移行後も続いていく場合だよな。

○岡野 塵芥総務課長補佐 先ほど総務課か企画財政課かっていう話だったんですけど。

○荒井 衛生事務局長 同じ表現にするしかないですよ。事務部門だけ。移行後の外部委託の更新事務は、事務部門だね。そこは統一しましょう。

その前のちょっと戻っちゃうけれど衛生組合において判断する。その是非を判断するっていうような表現も良いのかなど、良し悪しを、是非だから良いか悪いかを判断する。

新組合移行後の外部委託の更新事務は、事務部門に所管させる。明確な書き方はちょっとまだ出来ないですよ。あとは表現を統一します。

では、次に進んでいきます。

正副管理者の報酬（案）についてです。こちらもご意見いただく前に、骨子案の概要、質問に対する回答について説明いたします。風見課長お願いします。

○風見 衛生組合総務課長 冊子94ページになります。新組合正副管理者の報酬（案）についてです。

内容といたしましては、現行の3組合の正副管理者の報酬額は、茨城県内の一部事務組合の報酬額の平均値を上回る水準にあることから、3組合統合のコストメリットを引き出すため、また行財政改革の観点から減額改定又は期限付きの減額措置を講ずる案となっております。

この項目に対する質問でございます。

新組合の正副管理者の報酬については、首長の意向が大きく働くことが想定されるため、幹部会議で具体的な報酬額を示すことは難しいものと考えます。

また、骨子案（概要版）に「減額改定を行うか、又は期限付きでの臨時的な減額措置を講ずるものとする」と明記されていますが、減額ありきとするかについて検討する必要があると思います。ここで3組合が一つになることでの減額、メリットが記載されてございます。

なお、報酬額を減額の方向性で検討する場合は、別紙の「県内一部事務組合の報酬一覧の資料」に「報酬額（平均値）」の明記だけでなく「報酬額（中央値）」も併記するとよいと思います。この場合、平均値が80,380円であるに対し、中央値は74,250円となりますというご提案です。

回答といたしまして、正副管理者の報酬額につきましては、最終的には管理者等会議での協議により決定されることとなります。骨子案では、他組合の現状を事実として記載した上で、その方向性として減額改定や臨時的な減額措置を講じる案を提示しております。

資料につきましては、ご指摘のとおり修正する方向で協議していただきたいと思います。以上です。

○荒井 衛生事務局長 正副管理者の報酬案について、何か、ご意見等ございましたらお願いします。

管理者等会議の中で、この項目に関して意見出していただいたのは、取手市長さんはちょっと減額に関して、取手市さんは他の一部事務組合、藤井市長さんが管理者やってる一部事務組合あるんですが、資料のとおり高いんですよ。上位のほうに入っているんですね。

ということもあってちょっと、駄目だという言い方はしません。西高東低なんですとい

う、茨城県は低すぎるんですというような意味合いだったのかな。西高東低だからもうちょっと調べてもらんってというような言い方されました。

ただ、どこのあたりまで、新組合を検討していく中でどこまで調べて比較したらいいのかわからない。西高東低って言われてもわからない。最終的に議案審査する中で、やはり物申す人っていうのは全国的に見てどうこうじゃなく茨城県内でどうなのっていうのが通常じゃないかなと思っています。

財政あたりだと同じような、分類大鑑あるんですよね。類似団体というような言い方してね。財政課の比較する資料、材料なんかね。その類似団体というのも一部事務組合のほうどうなんですかね。圏域人口でみてもいいんでしょうけど。圏域人口で比較した資料も作ったんですけど特徴的なもの無いんですよね。圏域人口多いとやっぱり高いんだよとかそういった数字が出てないんですよ。調べた限りにおいては。

そういったことも考えるとどうしても県内での比較しかなくなっちゃうのかなというように、結論的にはそれで判断して減額あるいは減額前提とした改定あるいは臨時特例条例による減額というようなことを意識してこういうふうに書きました。

3組合が一つになるんだから業務も増えてやっぱり大変だから報酬はそのままがいいんじゃないのとか、そういうふうな言い方する人いるかと思うんですけどね。さっき言ったようにいくつも、ごみ、し尿、消防もっているところの報酬との比較でもそんなに遜色ない、どちらかと言えば高いほうですし、圏域人口で比較してもしょうがないしやっぱり素直に平均値とか中央値とかそういった数値でもっていったほうがいいのかと判断したところです。

取手市さんは、この情報が今後外にどんどん出ていきますので、ちょっと不都合なところがあるんだと思うんですけどね。

○澁谷 稲広事務局長 これについては荒井局長大変でも中山管理者と協議して、ご意見のとおりわかりやすく中央値っていう併記は非常に良いと思うんですよ。なのでここは我々じゃなく、意向をくんでやっていただければいいと思います。

○荒井 衛生事務局長 ただ理屈が必要なもので、その辺は今の考え方で話としてはもっていきたいなと思います。

よろしいでしょうか。

続きまして、議員の報酬（案）についてです。

○風見 衛生総務課長 99ページの内容です。

現行の3組合の議会議員の報酬額は、茨城県内の一部事務組合の報酬額の平均値とほぼ同一水準にあることから、報酬額については据え置くことを基本とする案になっております。

ただし、新組合設立に至るまでに、構成市町村の財政状況、特に歳入環境が悪化した場合は、正副管理者の報酬額と同様に減額改定又は期限付きの減額措置を講ずる旨をただし

書として記載しております。

こちらに対する質問でございますが、質問内容といたしましては先ほどの正副管理者の報酬(案)についてと同様の内容ということでございまして、その回答といたしましては、議会議員の報酬額につきましては、もちろん最終的には議会での協議により決定するものと考えており、骨子案では、他組合の現状を事実として記載した上で、その方向性として報酬額を据え置く案を提示したものでございます。

資料につきましては、先ほどと同様にご指摘のとおり修正する方向で協議していただければと思います。

以上です。

○荒井 衛生事務局長 議員報酬についても正副管理者と同様の内容で修正をしていきたいと思っております。これに関してはよろしいですか。

つづきまして13番、新組合(事務局)の事務所(本部機能)についてです。

それでは骨子案の概要と質問に対する回答について説明いたします。

○風見 衛生組合総務課長 冊子の106ページになります。

新組合(事務局)の事務所(本部機能)についてということで概要です。

新組合の事務所(本部機能)は、現在の稲広さんの庁舎に置くのが理想でございますが、手狭な状態であることから、暫定措置として他の施設に置く案としておりまして、その例として龍ヶ崎市役所さんの附属棟や廃校が予定されている城南中学校校舎、そしてこちらの塵芥処理組合さんの施設を候補とする案となっております。

この項目に対する質問です。新組合の事務所について、今後の会議での協議事項になると思われませんが、事務局に配属される職員数を踏まえて、新組合の事務所について検討したほうがよいと思われれます。

また、既存の施設に限らず、民間の施設を賃借することなどについても検討する必要があると思っておりますということで例としてサプラ前の常陽銀行跡地ということで記載していただきました。

こちらの回答です。事務所の場所につきましては、組織案を決定した上で、配置する職員数や各所との連絡体制などを考慮し、判断することとなります。骨子案に記載した3施設は、新庁舎建設までの暫定措置としており、今後、新庁舎の建設計画が検討されることとなる場合には、改めて協議が必要となると考えます。

なお、民間施設の賃借については、前述の計画を検討していく中で議論されるものと認識しておりますという回答といたしました。

以上です。

○荒井 衛生事務局長 この事務所の場所に関して、何かご意見、とりあえず書きようがある程度限られてくるのでこのような表現をとっておりますけど、何かご意見、ご提案等ありましたらお願いいたします。

やはり事務所の位置は龍ヶ崎市内しかないと思っています。個人的な考えですけれどもまた新たな地べたを見つけて買ってそこに上物立てるといような従来のやり方でお金かけていくんだったら現有施設で使える施設があるのであれば修繕するなり改修してそこを本部事務所にするというやり方のほうが良いんじゃないか。

それに龍ヶ崎市の公共施設の再編成計画っていうものがあります。それがちょっとどのような形になっているのか。これからまた計画変更する予定があるのかわからない状況の中でこういう表現にしました。わかっている範囲で書いたところです。

消防のほうは、そういう消防署の施設として、事務所として、今あるところは本当手狭だと思っんですけど。

○澁谷 稲広事務局長 今、言おうと思ったんですけど、昨日、管理者会議があったんですよ。

7首長さんが集まって、それで施設の整備計画をお示して令和5年度まで了解事案を、令和3年度から令和7年度までの計画案をお示して。

自分が消防長時代に一人一人回って説明して、消防本部をまず今までどおり龍ヶ崎市にあって良いのっていうのを、7首長さん全員が龍ヶ崎市に、消防本部建替えるとしたら龍ヶ崎市で良いよっていう了解事案にしなければいけないので。

昨日その話を、本部の用地検討もさせていただかないと、先ほど出た龍ヶ崎市さんに、もし決まれば龍ヶ崎市さんと協議する必要があるんで、その話をしたら全会一致で今までどおり龍ヶ崎市にあったほうが良いだろうという了解を得ました。

それで、来週以降龍ヶ崎市のほうにそういう事案をお話ししに行ってますね。今後協議したいっていう旨をお話するつもりでいるんですけど。合わせて龍ヶ崎の佐貫地区にある西部出張所、これも老朽化で前々から議会のほうからのご指摘もあって、環境の良い施設にしなければいけないよっていうことで、お話しして、龍ヶ崎西部出張所も早期に用地を決定して建設計画を立てろっていうご指示もいただいたので。

消防本部については、龍ヶ崎消防署の付近の土地を求めて、2、3年前にやっぱり消防署と一緒にないと機能が強化されないんで、ぜひ今度本部庁舎を建て替えるときは消防署とというお話もしていたので、副管理者の皆さんが龍ヶ崎消防署の周り、土地もし、ヤオコーさんが入っちゃってますけど、求められれば龍ヶ崎市と協議していったらっていうお話しいただいているので、それを今後進める予定でいます。

消防本部を建てる時に、7市町村でやる事業ですので、この新居の部分も検討の一案としてそれに組み入れるっていうのも有なのかなって思います。

ただ書きぶりとしてそれまでには進められないと思います。自分は、まだそこまでの段階じゃないと思います。

○荒井 衛生事務局長 そうですよ。

○澁谷 稲広事務局長 情報として、そういう決定事項になったっていうことだけご報告

ということでお話しさせていただきました。

以上です。

○荒井 衛生事務局長 ありがとうございます。昨日の情報。

事務所ということなんですけれど、このままではやっぱり新組合の設立のほうが順調に行った場合間違いなく先になっちゃいますよね。そうするとやっぱりどこか確保するしかないってということになります。そういった場所に関しては、龍ヶ崎市との話し合いっていうのは必要になってくるのかなと。

龍ヶ崎市さんにも骨子案に関しては先に渡してありますので、その辺の話も実はさせていただいています。場所、もし設立が順調に行ったとしてもその場所がなければっていう話はさせていただきました。それに関して何かヒントとなるような回答は何も無かったというところですよ。

もうちょっと時間が経てば少し何かヒントになるようなものが出てくるのかもしれないですけども、当面は、もう少しこれ時間がかかると思うので、その推移を見守りながら龍ヶ崎市さんの計画等を把握して、もし入る余地があればそこに間髪入れずにお問い合わせをして、事務所として認めてもらえるように働きかけていきたいと思っております。

事務所に関しては良いですかね。

今日の最後の議事になります。新組合の名称についてです。

○風見 衛生総務課長 冊子の105ページになります。

新組合の名称（仮称）についてということで概要です。新組合の名称（仮称）については、骨子案の概要版に現時点での想定として、現在の稲敷組合さんの名称であります「稲敷地方広域市町村圏事務組合」と、それに龍ヶ崎を加えました「龍ヶ崎・稲敷地方広域市町村圏事務組合」の2つの案を記載しているところでございます。

こちらに関しての質問です。新組合の名称につきましては、首長の意向が大きく働くことが想定されるため、幹部会議では複数案を提示する程度にとどめたほうが良いと思っております。

また、複数案を提示するにあたり、3組合の統合・複合化によりこれまでの一部事務組合とは異なり業務内容が多種多様になるなど大きく変わることから、名称も新しくしたほうが外部への周知・PRの観点からも良いと思っておりますというご提案です。

こちらについて回答です。新組合の名称につきましては、ご指摘のとおり、事務局側から複数案を提示したいと考えていますが、公募による方法も考えられるところであり、最終的には、正副管理者間での協議によりその方法が決定されるものと考えますという回答としました。

以上です。

○荒井 衛生事務局長 名称に関する案です。何かご意見等ございましたらお願いします。

ちょっと名称の話とは別になっちゃうかもしれないですけど、取手市さんが入っている

っていうね。うちのほうのし尿だけなんですけどね。名称に何か、龍ヶ崎地方衛生組合に取手市さんが入ってなにもないので、新しい組合の名称になるのか、それとも記載例にあるような名称になった場合においても取手市さんから注文は付かないとは思うんですけど、こればかりはやっぱり管理者等会議で、名称の決め方などもまず話し合いが行われて、それで具体的な名称の例示っていうものを事務局としても提案していくしかないのかなと思っています。

この名称に関してはとりあえず例示だけになっていますけれども、何か注釈を入れたほうが良いですかね。良いですかねこのままで。

事務所のところは事務方としてこうなってほしいという部分があるんですけど。

こういう例示に留めておくということによろしいですか。

○岡野 塵芥総務課長補佐 先ほど回答で複数案提示っていうことだったので、今日この場で複数案考えるのも手ですし、次回までに複数案それぞれ考えて、それを例示するっていうやり方も有かなと思ったので、今日この場で全部名称とか先ほどの事務所のほうも全部例示できるものは、場合によっては次回の時にちょっと時間かかっちゃうかもしれないですけど再度整理っていうのも有かなと思ったところです。

○荒井 衛生事務局長 真剣に考えるしかないよ本当に。場所にしろ名前にしろ言葉遊びで例示するっていうわけにはいかないから、どういう考えのもとでこういうふうな名称にしたんですか、事務所だったらこのこういう場所を使いたいと思ったんですかとか、その辺の考え方なんかも示さないと、やっぱり市町村には説明できないので、その辺は注意したほうが良いですよ。

○岡野 塵芥総務課長補佐 事務所の場所なんですけど(3)で具体的に色々書いてあるんですけど、市役所の附属棟って会議室を意図していると思うんですけど、龍ヶ崎市役所も結構会議室が少ないところで、そこに事務所を入れたっていうのもちょっと市役所の事情から考えると厳しいかなと思うので、あまり具体的に書かないで龍ヶ崎市内の公共施設とか、ぼかしたっていう形も有なのかなと、龍ヶ崎市との調整が進んでいけば具体的に書くのも有ですけど、向こうのほうとの調整が進んでなければピンポイントの表記のほうは一度避けて、別の表記にするのも有かなと思ったところです。

○荒井 衛生事務局長 確かにこれ衛生組合のほうの、私のほうの考えでこれは具体的な名称を出させてもらいました。

こういうふうには書かないと、なんとなく伝わらないのかなと思ってとりあえず書きました。市内の公共施設っていう表現の仕方も良いとは思いますが、そういう場合であっても例えばっていう文言で、現時点で書いてありますけれども例えば龍ヶ崎市役所附属棟会議室とか城南中学校施設とか塵芥処理組合の会議室とか、例えばっていう文言を入れれば良いのかな。市内の公共施設で括弧例えば、この3つを並べる表現にするとかっていうふうにしたほうが良いのかな。

この骨子案、まとめが6月下旬あたりになると思うので、それまでに何か龍ヶ崎市のほうから情報が入って、あの場所も可能性としてはあるみたいだよとかそういうものが情報として入ってきた場合にはその施設も入れてみるとか、そういうふうに考えていますけどどうでしょうか。

本当は稲広さんあたりで何年後にあそこにこういう施設を造りますって、じゃあそこに入れましょうって書ければ良いんですけどね。

○澁谷 稲広事務局長 順序立てて、まず龍ヶ崎市に良いでしょうかっていう段階なので、到底、この作業と一緒にするのはちょっと自分は適当じゃないと思いますね。現段階では。

龍ヶ崎市内で表記しておいてもいいのかなと思いますけれどね。

○荒井 衛生事務局長 わかりました。じゃあそういうような、市内の公共施設で括弧例えで。

○澁谷 稲広事務局長 そうですね。

公共施設っていうのが一番良いと思いますけどね。附属棟ですか。

○荒井 衛生事務局長 あそこ入れたのは、コロナの関係で分散やっていますでしょう。あの時、施設の2階あたりでも事務所構えていたので、できないことは無いのかなっていうことで入れました。

○澁谷 稲広事務局長 ただ言われてみれば市として、重要な施設として位置付けているでしょうから難しいかなとも思いますね。

○荒井 衛生事務局長 では、そのように修正させていただきます。

では、協議事項のその他のところですか。私のほうから何点か、7点あるんですけどその前に皆様のほうから何かあればお願いします。

何かありますか。

○古手 塵芥事務局長次長 先ほどの特別会計のところなんですけれど、あそこは今後調整して行くっていう考えでよろしいですよ。

○荒井 衛生事務局長 調整というのは。

○古手 塵芥事務局長次長 請求の関係が煩雑になる等の話あると思うんですけど、これについてもやっぱり新しい組合になったときに、どこにどの分担金を請求するのかわかっていうのが、たぶん負担金の割合のところから話が出てくると思うんですけど。

○荒井 衛生事務局長 そっちに連動するんだ。

○古手 塵芥事務局長次長 そことリンクしてくるので、そこが固まらないとこれはここ、これはここっていう、新しい組合として請求という作業になると思うんですけど。

その辺とリンクさせながら調整して行くっていう形。

○荒井 衛生事務局長 特別会計については、基本的な考え方、やり方っていうのをここで示して、あと実務的な話になって来るよね。そうなるよ。

○古手 塵芥事務局長次長 まだこの段階ではっていう話ですよ。

○荒井 衛生事務局長 また改めての話になると思いますよね。

ここはちょっとまた時期を見て話し合いが必要かなど。

○古手 塵芥事務局長 わかりました。ありがとうございます。

○荒井 衛生事務局長 じゃあ私のほうから良いですか。

すいません。ちょっと口頭で言いますけれども後で整理してメールで送らせてもらいますから。

じゃあ7点ほどです。全て、今やっている話し合い、構成市町村との協議7月2日に第1回目予定していますけれども、その協議に向けた話し合い、骨子案のほうまとめってということで、またその後に控える3組合それぞれの議会全員協議会での説明に向けての協議にもなっています。

それで、この幹部会議でまとめた新組合の骨子案、冊子です。冊子については、できれば6月25日にうちのほうで開催する衛生組合経営検討委員会ありますので、その会議の最後に事前配付したい、7月2日に稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会あるんですが6月25日の衛生組合経営検討委員会で事前配付をしたいと思っています。ですからその前に幹部会議としてこの骨子案の内容を固める必要があるということです。

それと2点目です。前回の会議で3組合の事務分担が決まりました。それで塵芥組合が行う「塵芥事務の広域化」、それと稲広組合が行う「斎場事務の複合化」に関する調査研究というのがそれぞれ入っていると思うんですけども、その関係で令和3年度の調査研究の取組内容、これを内部で話していただいて衛生組合のほうに提出していただければありがたいなと思っています。やはり事務分担の話も7月2日に話すことになりますので、じゃあ今年度はどんなことをやっていくんですかと当然聞かれることになると思います。

そういった準備も含めてその取り組みの内容を内部で話し合っって衛生組合のほうまで出していただければと思います。

それと全体的な話ですけれども、この会議、今月から週1回のペースで行われます。

ご質問、ご意見、ご提案につきましては、前々日までに衛生組合のほうにメール等で提出していただければと思います。質問の内容等については骨子案全体に及んでも構わないと思っております。全体に渡るご質問でも結構ですので、議題に沿ってその回答が皆さんに伝えられるように前々日までに送っていただければと思っております。

それで、今現在お願いしています人件費の推計、令和3年度から10年間の推計の結果については5月末日までにメール等で提出していただければありがたいと思っております。こちらで整理をして3組合で共有をしていきたいと思っています。

それと5点目です。協議日程のほうです。幹部会議の協議日程に入っております6月3日木曜日、これは給与に関する議事になっていますけれども、この会議は塵芥さんのご都合でちょっとできないということですので中止としたいと思っています。

それで次の週の6月10日の会議で一括議題として協議をしていければと思っていま

す。内容についてどれだけのボリュームのものなのか、質問等出てくるのかわかりませんが、そのため会議のスタート時間を30分早めて13時30分としたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

【異議なし】

○荒井 衛生事務局長 6月3日は中止で6月10日13時30分からということで会議のほう行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それと、協議日程の追加です。骨子案の詳細版のまとめで17日に協議、最初の予定では17日が最後協議になっているかと思うんですが、6月24日を加えたい。まとまらなかった場合を想定して6月24日を協議日程に加えたいと思うのですが、ご都合いかがですか。

大丈夫ですか。

【異議なし】

○荒井 衛生事務局長 じゃあすいません。6月24日、最終日ということで予定のほうお願いしたいと思います。

それと、最後は資料の配付です。地域手当の見直し時期ということで前回ちょっと触れたと思うんですが、そろそろ見直しの時期に入ってくるということを申し上げたと思うんですが、その点に関して龍ヶ崎市の人事課に聞いてみました。

財政課補佐、法制課、人事課3者で色々調べてもらったんですがそれによると、今度の見直しは令和6年見直しで、令和7年適用ではないかというような回答がありました。

ただ前回の見直しというのは1年前倒しで行われたということなので、今回も1年若しくは、こういうコロナ禍で大分経済もまわっていない中で、公務員の給与も大きく影響するような状況になっていますので、前倒しが1年か2年か分かりませんが早まるのではないかと、ちょっと私、自分の、自筆のメモ書きですけど、令和5、6年頃には、はっきりとした見直しの内容が示されるじゃないかというような思いであります。

ということで参考までに資料を皆様にお配りしましたので、今後何かに活用していただければと思います。これまでの地域手当の推移なんかも資料として付けていただきましたのでこれも参考になるのかなと思います。

以上です。

それでは以上で、幹部会議のほう終了したいと思います。

午後3時27分